

取手市立中学校の生徒の自死事案に係る

再発防止策の提言が示されました

問 指導課 ☎内線2042

◆パブリックコメント 結果

取手市いじめ問題専門委員会では、令和元年10月15日から11月15日の間、「取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言(素案)」に対してパブリックコメントを実施

しました。その結果、23人から374件のご意見を頂きました。寄せられた主なご意見とそれに対する取手市いじめ問題専門委員会の考え方をご紹介します。

主なご意見	取手市いじめ問題専門委員会の考え
複数の目で見守る際に、表面では意思統一されていても、細かい点まで統一が可能だろうか。また、連携に支障が発生する可能性にも目を向けるべきではないか	複数の教員が適切に連携し、情報を共有して児童生徒に対応できるよう、先行事例をふまえ、各学校に適したシステムを構築する必要性について記載することとしました。
教育委員会や市の外部にも複数の相談窓口を用意し、児童生徒・保護者に定期的に周知したほうがいいのではないか	複数の外部相談先の確保は有益だと考え、相談機関の確保・保護者への周知徹底、相談先を網羅したパンフレット配布について記載することとしました。
全員担任制や教育相談システムの導入は、現場の教員の意見を吸い上げてほしい。また、導入にあたって現場に負担がかからないようにしてほしい	学校現場において、業務の見直し、通常業務の効率化による教員の負担軽減が再発防止策を実効性のあるものにすると考えます。各学校における削減可能な業務を特定し、教員の負担を軽減すべきであると記載することとしました。

◆ご意見を参考に提言を策定

寄せられたご意見を参考に、1月18日に開催された、第9回取手市いじめ問題専門委員会で、「取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言」が示されました。

◆パブリックコメントの結果や提言を公表

提言の内容や、パブリックコメントで寄せられたご意見・それに対する取手市いじめ問題専門委員会の考え方などは、下記の場所で閲覧できます。

〈公表場所〉

指導課、広報広聴課、取手支所、取手駅前窓口、各公民館、取手図書館、ふじしろ図書館、教育総合支援センター、市ホームページ



提言の内容



パブリックコメント

感染を予防しましょう

新型コロナウイルス関連肺炎

問 保健センター ☎85-6900

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市で新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告され、国内でも感染者の報告があります。感染を防ぐためには予防対策が重要です。詳しくは各ホームページもご覧ください。

◆予防には手洗い・うがい・咳エチケット

通常の風邪やインフルエンザと同じように対策を行ってください。アルコール消毒なども効果的です。

◆感染した疑いのある方は

発症前14日以内に湖北省への渡航歴のある方あるいはこれらの方と接触された方で、咳や発熱(37.5度以上)等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に保健所へ連絡してください。併せて、受診前には、渡航歴や接触歴を医療機関に伝えてください。

◆相談窓口

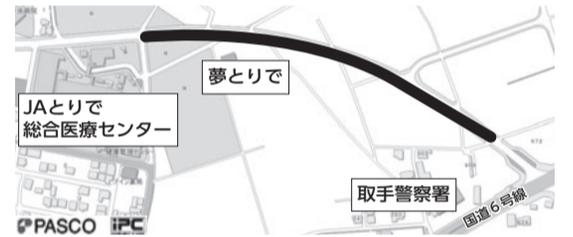
- ・竜ヶ崎保健所 ☎62-2161 (平日午前9時～午後5時)
 - ・茨城県庁内(直通) ☎029-301-3200 厚生労働省 茨城県 取手市 (平日午前9時～午後5時)
 - ・新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター) ☎0120-565653(無休、午前9時～午後9時)
- ※2月12日午前9時時点での情報です



桑原地内 公共下水道工事

問 取手地方広域下水道組合保全課 ☎74-4126

- 〈工事期間〉 3月下旬～6月下旬(予定)
- 〈工事場所〉 桑原地内(右地図参照)
- 〈交通制限〉 車両片側交互通行



印鑑登録 成年被後見人も可能に

問 市民課 ☎内線1168

令和元年12月17日から、市では成年被後見人の方の印鑑登録の申請が可能となりました。申請には成年被後見人の方の同行などが必要です。

〈受付窓口〉

市民課、取手支所、藤代総合窓口課 ※取手駅前窓口・戸頭窓口は発行のみ取り扱います

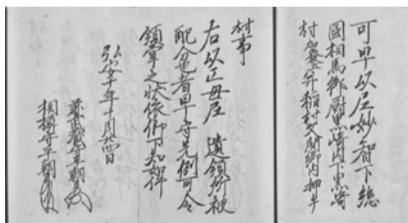
〈必要書類〉

- ◆登録者(成年被後見人)
 - ・登録する印鑑
 - ・写真付き身分証明書(免許証・パスポートなど)または保険証など
 - ◆同行者(成年被後見人)
 - ・成年被後見人であることを証明する物(登記事項証明書など)
 - ・写真付き身分証明書または保険証など
- ◎詳しくはお問い合わせを

ふるさと探訪 119

古文書に最初に現れた 取手の地名

問 埋蔵文化財センター ☎73-2010



弘安10年10月24日「関東下知状」(鳥浜家文書、東京大学史料編纂所蔵史料画像データより)

鎌倉時代の終わり頃、弘安10(1287)年10月24日、鎌倉幕府の執権北条貞時と連署の北条宣時は、尼妙智に対して、下総国相馬郡黒崎郷の下黒崎村・発土村・稲村と文間郷の押手村を領地として支配することを認める文書を出しています(写真)。

このような古文書を、関東下知状と言います。この古文書の中に書かれている稲村は、現在の取手市稲になり、ここに歴史上初めて取手の地名が現れたのです。

下黒崎村については、現在のどのあたりになるかは分かりませんが、発土村は現在の我孫子市岡発土にあると考えられています。

取手市稲から我孫子市岡の三女は、父の胤綱や母の相馬尼から領地の分与を受け、島津家に嫁いだのです。その後出家して、尼妙智となりました。

この関東下知状には、相馬胤綱三女の領地は、亡き母の尼から相続したと書かれています。鎌倉時代の武家の女性は、親から領地を相続して所有していたことが分かります。

将門の子孫を称した平経繁は、下総国相馬郡の自分の領地を伊勢神宮に寄進し、ここに相馬御厨が成立します。平経繁の子孫は、相馬郡を領地としたことから、相馬を名字とします。

さて平経繁の子孫になる相馬胤綱の三女は、島津久経に嫁いでいます。久経は、江戸時代に薩摩国の大名となる島津家の先祖になります。元寇の時には、島津一族を率いて勇猛果敢に戦った武勇の誉れ高い武士でした。この相馬胤綱の三女は、父の胤綱や母の相馬尼から領地の分与を受け、島津家に嫁いだのです。その後出家して、尼妙智となりました。

発戸を含む広い範囲が黒崎郷で、その中に下黒崎村があったのでしよう。

文間郷の押手村は、現在の利根町押手と考えられます。黒崎郷の場合と同じく、龍ヶ崎市の北文間地区から利根町一体、そして取手市の小文間あたりが文間郷であったと考えられます。

さて、これらの村々を領地として治めることを鎌倉幕府から認められた尼妙智とは、どのような人物なのでしょう。尼とあるので、女性であることが分かります。